

キャリアアップ助成金

賃金規定等共通化コース

令和5年
4月1日
制度改正!!

雇用労働者等に関して正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成されます。

助成額

1事業所あたり1回のみ

	支給額
中小企業	60万円
中小企業以外	45万円

令和4年4月1日より対象労働者に係る加算は廃止されています。

賃金テーブルの共通化

要件① 等級数(区分数)

賃金テーブルの等級数を正社員と有期契約労働者等のそれぞれで3等級以上設ける、かつ、正社員と有期契約労働者等が共通して適用され得る等級を2つ以上設ける必要があります。
また、同じ等級の正社員と有期契約労働者等の金額を比較(時給換算)して、有期契約労働者等の金額が正社員の同額以上にする必要があります。

	正規雇用労働者	有期契約労働者等
6等級	月給××万円	
5等級	月給××万円	
4等級	月給■■万円	時給□□万円
3等級	月給▲▲万円	時給△△万円
2等級		時給××万円
1等級		時給××万円



要件② 合理的な条件

各等級が適用されるための合理的な条件が明示されている必要があります。

	正規雇用労働者	有期契約労働者等
6等級	企画・監督	
5等級	判断・指導	
4等級	判断	判断
3等級	定型熟練	定型熟練
2等級		一般定型
1等級		定型補助



要件③ 適用前と比べて減額していない

共通化したテーブルを適用する前と比べて基本給や諸手当(固定的なもの)を減額すると申請できません。

支給までの流れ

① キャリアアップ計画の作成・提出
(賃金規定等を共通化する日の前日までに提出)

② 賃金規定等の共通化の実施

③ 賃金規定等共通化後の賃金に基づき6か月分の賃金を支給・支給申請

④ 支給申請
※共通化後6カ月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内

助成金の入金

